総務市民委員会　会議録

＝＝

日　時　令和７年１２月１８日（木曜日）
　　午前１１時１０分開会　午前１１時３０分閉会
場　所　第３委員会室

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　　（１）議案の審査
　　議案第１１７号　土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
　　（２）その他
　４　閉会

出席委員（８名）

委員長	目黒　英一
副委員長	菅井　歩美
委　員	古沢　喜幸
委　員	篠塚　昌毅
委　員	小坂　博
委　員	奥谷　崇
委　員	滝田　賢治
委　員	栁澤　健二

説明のため出席した者（３０名）

市長公室長	山口　正通
総務部長	塚本　浩幸
市民生活部長	皆藤　秀宏
消防長	堀本　良博
議会事務局長	櫻井　良哉
消防次長	比氣　武行
秘書課長	浅川　邦子
政策企画課長	福澄　雄祐
行政経営課長	天貝　健一
ＤＸ推進課長	土田　俊紀
財政課長	瀬古澤　時人

広報広聴課長	冨田　知伸
総務課長	北島　康雄
防災危機管理課長	大橋　博
人事課長	野中　祐起男
管財課長	渡邊　隆明
課税課長	中西　弘治
納税課長	萩島　克延
市民活動課長	大貫　三千夫
人権推進課長	中川　光美
生活安全課長	福原　守
市民課長	菊田　宏巳
環境保全課長	鈴木　孝昌
環境衛生課長	草間　正志
消防総務課長	持丸　恒次
予防課長	橋本　浩一
警防救急課長	堀越　一良
議会事務局次長	小野　聡
監査委員事務局長	藤井　徹
会計管理者	沼尻　健

事務局職員出席者

主　任　　岩松　英統

傍聴者なし

○目黒委員長　ただ今から総務市民委員会を開催いたします。それでは、協議事項（１）議案の審査に入ります。議案第１１７号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○野中人事課長　それでは、サイドブックスの総務市民委員会、令和７年１２月１８日開催の資料１をお願いいたします。議案第１１７号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、御説明させていただきます。１番の一部改正の理由につきましては、令和７年８月７日に人事院から国家公務員の給与を規定している一般職の給与に関する法律等の改正についての勧告が出され、国家公務員の給与について人事院勧告どおり改定を行うことが閣議決定されたところでございます。先日１２日に開催されました本委員会でもお伝えさせていただきましたが、地方公共団体における職員の給与改定の実施は、国における給与法の改正の措置を待って行うことを基本として、国における給与法の改正の動向を踏まえることとされていることから、１６日の臨時国会のほうで、国家公務員の給与に関する法令が改正されたことに伴い、今定例会の最終日になります

が、議案を提出させていただき、本市におきましても、この人事院勧告に基づき職員等の給与月額、期末勤勉手当、支給月数で勤務手当等について改正をお願いするものでございます。２番の改正の内容につきましては、令和７年人事院勧告に伴い、土浦市職員の給与に関する条例、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、そして、土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を一括して改正するもので、順次御説明させていただきます。まず（１）土浦市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、①の令和７年４月１日から遡及適用するものとして、給与表の引上げは国家公務員に準拠し、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も含め給与月額を引き上げる改定で、改定率は行政職で平均３．３％の引上げを行うものでございます。つぎに、イの期末勤勉手当支給月数の引上げは、令和７年１２月期支給分を０．０５月分引き上げます。つぎに、ウの通勤手当の引上げは、自動車等通勤の距離区分に応じて月２００円から７，１００円の幅で引上げを行います。例えば１０キロ以上１５キロ未満の場合は、これまで７，１００円を支給しておりましたが、７，３００円に増額し、遡及して支給するものでございます。つぎに、宿日直手当の引上げは、１回に係る日額を４，４００円から４，７００円に引き上げるものでございます。つづきまして、②の令和８年４月１日から施行するものとして、期末勤勉手当支給月数の改定ですが、先ほど御説明しましたが、令和７年１２月期の０．０５月分の引上げ分を令和８年度は６月期と１２月期に均等に０．０２５月分ずつ按分するものでございます。下に示しました一般職員の期末勤勉手当の表は、期末勤勉手当の支給月数を令和７年度と令和８年度を比較して示したものでございます。２ページを御覧いただきまして、（２）の土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正になりますが、まず①の令和７年４月１日から遡及適用するものとしまして、令和７年１２月期に支給する期末手当を０．０５月分引き上げるものでございます。また、②の令和８年４月１日から施行するものとして、ただ今申し上げました期末手当の引上げ分０．０５月分を令和８年度は６月期と１２月期にそれぞれ０．０２５月分ずつ按分するものでございます。中ほどに示しました市議会議員と常勤特別職の期末手当の表は、令和７年度と令和８年度の比較を示したものでございます。つづきまして、（３）の土浦市一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正になりますが、①の令和７年４月１日から遡及適用するものとして、国家公務員に準拠した特定任期付職員給与表の引上げ改定を行います。
また、令和７年１０月、１２月期に支給する特定任期付職員の期末勤勉手当を０．０５月分引き上げるものでございます。②の令和８年４月１日から施行するものとして、ただいま申し上げました期末勤勉手当の引上げ分０．０５月分を令和８年度は６月期と１２月期にそれぞれ０．０２５月分ずつ按分するものでございます。下に示した特定任期付職員の期末勤勉手当の表は、令和７年度と令和８年度の比較を示したものでございます。３番の施行期日につきましては、令和７年４月１日から遡及適用となる給与表の引上げや令和７年１２月期の期末勤勉手当の支給月数の引上げ等に関する部分は公布の日

から、令和８年４月１日から施行する期末勤勉手当支給月数の改定に関する部分は令和８年４月１日から施行するものといたします。３ページ以降は改正案文、また、資料１別添に新旧対照表を掲載してございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第１１７号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第１１７号は原案どおり決しました。総務市民委員会に付託されました議案の審査は、以上でございます。ここで、委員会を休憩とし、分科会の審査を行います。

（休憩　午前１１時１９分）

（再開　午前１１時２９分）

○目黒委員長　それでは、総務市民委員会を再開いたします。そのほか、執行部から何かございますか。

○山口市長公室長　特にございません。

○目黒委員長　委員の皆様から執行部に何かございますか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。